令和三年度一般会計歲入歲出決算、令和三年度特別会計歲入歲出決算、令和三年度国税収納金整理資金受払計算書、令和三年度政府関係機関決算書(第二百十回国会内閣提出)

## ○高木真理君

立憲・社民の高木真理です。

令和三年度決算について伺わせていただきたいと思います。

まず初めに、臨時財政対策債と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について伺います。

どうしてこの二つを同時に聞くかというと、国と地方の役割分担とその費用負担について正反対の特徴を持っているからであります。そもそも論から行きますが、国と地方は役割分担が決まっていて、地方の仕事には法定受託事務、自治事務ありますが、全国一律の行政水準をクリアするために、必要な予算に対し当該自治体の収入に不足があれば、制限された範囲の起債を活用しつつ、その不足部分について国からの交付税の形で交付されます。自治体ができる借金は地方財政法五条で制限されており、通貨発行権のない自治体では不足分は国から交付してもらうしかありません。

この原則が崩れているのが臨財債、オーケーだけど使い方に少々問題があったのがコロナ対応臨時 交付金であります。この原則に立って、まず臨時財政対策債について伺います。

改めて、臨時財政対策債とは何か、端的に伺います。

## ○政府参考人(原邦彰君)

お答えいたします。

地方の財源不足については、平成十三年度から、国と地方の責任分担の明確化、財政の透明化等の 観点から、国の方は一般会計から地方交付税の特例加算により、地方は臨時財政対策債の発行によ り、国と地方が折半して補填するいわゆる折半ルールにより対処してきておりまして、令和五年度に おいても三年間継続することといたしております。

御指摘の臨財債、臨時財政対策債でございますけれども、この折半ルール等を踏まえ、地方の財源不足に対処するために地方財政法第五条の特例として発行されている臨時的かつ例外的な地方債でございます。

#### ○高木真理君

次に、令和三年度決算委員会なので、令和三年度の臨時財政対策債の発行額、これ五兆四千七百九十六億円です。前年からの二兆三千三百九十九億円増えていて、翌令和四年度は一兆七千八百五億円に減りますが、令和三年度に増えた理由は何でしょうか。

### ○政府参考人(原邦彰君)

お答えいたします。

令和三年度に臨財債が増えた理由でございますけれども、令和三年度の地方財政計画を策定する時点においては、新型コロナウイルス感染症の影響がありまして、国税、地方税の大幅な減収が見込まれておりまして、前年度から財源不足が大きく増えまして、十・一兆という大幅な財源不足が生じました。そうしたことがありまして、先ほどの折半ルールで臨時財政対策債の発行額が大きくなったものでございます。

なお、令和三年度の補正予算で国税収入がかなり戻りましたので、それを使いまして、先ほど申し上げました臨時財政対策債が増えた分の償還費を措置するなど、一定程度のある意味解消に向けた措置は行っているということでございます。

#### ○高木真理君

そもそも自治体の財政というのは、今お話にもありましたけれども、増減もありますし、仕事量の増減もあるわけです。

折半ルールというふうに言いますけれども、地方の方は折半して借金させられたからといって、その分財源で収入が増えるすべがあるわけではないわけですね。返すお金については後年度負担で国が交付金の中に充当するとは言いますけれども、地方としては借金させられても困るというのが実情であります。

これ、国からお金が来ないと事業できませんけれども、当初、国も渡すお金がないということで、平成十三年度から始まりましたけれども、最初三か年だけ臨時で、臨時財政対策債として発行することにしました。地方に代わりに借金させるのは本筋ではありませんけれども、窮余の策、臨時ということだったらまだ納得ができます。しかし、二十三年にもわたって発行され続けています。これ、辞書にある臨時には当てはまりません。

そして、この借金の返済額について、先ほど申し上げましたように、後年度負担で交付税措置されますけれども、親が子供に子供名義のクレジットカード作ってあげるからこれで当座の支払をしのいでおいてと言っているようなものだと思います。その累積残高が令和四年度には五十三兆千七百三十四億円にも膨らんでいます。

地方自治体の財政状況はといえば、少子高齢化の中で社会保障費の負担増など今後も続く事情を考えれば、これからますます厳しくなりこそすれ、交付税が要らなくなるようなことにはなりません。こんなまやかしで財政を運営するのはそろそろやめませんかということなのであります。

まずは、地方側に場所だけ移した借金で取り繕うのではなく、臨財債の発行をゼロにして、本来のあるべき姿から発して、どのような財源確保、財源配分ができるのか、その抜本的な対策を立てるべきと思いますが、いかがですか。大臣に伺います。

#### ○国務大臣(松本剛明君)

地方財政の健全化のためには、本来的には臨時財政対策債になるべく頼らない財務体質を確立する ことが重要だというふうに考えております。

近年の地方財政は、地方税や地方交付税の原資となる国税の増加が見込まれる中で、国の取組と基調を合わせた歳出改革に努めているところでございますが、社会保障関係経費の増加などにより、引き続き大幅な財源不足が生じており、令和五年度においても二兆円の、二・〇兆円の財源不足額があり、平成八年度以来、二十八年連続して地方交付税法第六条の三第二項の規定に該当することとなっております。

今後とも、経済あっての財政の考え方の下、経済を立て直し、地方税などの歳入増加に努めるとともに、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うことによりまして、財源不足を縮小し、臨時財政対策債の発行抑制に努めてまいりたいと考えております。

#### ○高木真理君

もうこれがなくてはやっていけないということで、こういうふうにしますということを何年も多分同じような形で答弁されてきているんではないかなというふうに思うんですけれども、まあ慣れっこに

なっちゃいけないと思うんですよね、これやっぱり臨時的な対策として始まっていることであって。

なので、発行額を減らさなければといっても、返すお金に関しては、後から、国が持っています、地方が返すお金を返しているわけではありませんと言うのだったら、もう地方分で折半しますというふうにわざわざ分けなくても、国がその分も借金をして地方に渡せばいいのではないかと思うんですけれども、大臣、これ、廃止に向けてもう一度根本的な見直ししないか、伺います。

## ○委員長(佐藤信秋君)

まずは原自治財政局長答弁してから、大臣。

### ○政府参考人(原邦彰君)

お答えいたします。

臨時財政対策債の償還、大変大きな課題と思っております。今年度の地財計画でも初めて一兆を切る形まで大幅に抑制しています。この問題、しっかりと問題意識を持って取り組んでまいりたいと思います。

### ○国務大臣(松本剛明君)

今局長から御答弁申し上げたとおりでありますが、国、地方とも引き続き厳しい財政状況にあることも現実でありまして、国と地方、協力し合う対等な関係の中で、しっかりと今後のことについてもまた考えてまいりたいと思っております。

#### ○高木真理君

もう正面から正々堂々とやっていただきたいなというふうに思います。

次に移ります。

コロナ対策地方創生臨時交付金についてであります。

臨財債と違って、私は、このそもそも論からいって、コロナ対策という突発的な自治体に生じた事務について、国から自由に使えるお金が地方創生臨時交付金として出されたことは適切だったと考えています。それこそ、自治体ごとにコロナ対策、使える資源も必要とされる対策も異なる中では、自由に使えるお金というのが一番有効であります。今後は、一部、現在審議中のインフル特措法改正案で地方債の活用が可能になるような提案もされていますけれども、やはりこれだけの予想のできない大型支出には国から交付金が出て対応するというのが基本になるべきだと思います。

しかし一方で、幾つか報道にもあったような不適切あるいは疑問と思われる事例も見受けられました。元々予定されていた河床掘削に百四万五千円、県立高校トイレ整備十八億六千七百八十四万円、イカのモニュメント作成費三千万円、オリジナル風呂敷販売四百十九万円、結婚披露宴への給付金百七十万円。これ、いろんな自治体のものですけれども、元々自治体で計画されていた事業ではないかとか、どのくらい需要と効果があるのか分からない、あるいは行政の支援の支出先としてどうなのかなど、様々疑問なケースがありました。

全国千七百六十五自治体にそれぞれ複数の事業があって、私も一覧表見ましたけれども、大変な分量でありました。さっと見ると、基本はコロナ対応で想定される事業がほとんど多く並んでいました。 大方問題なしというふうに思いましたが、今挙げたように首をかしげるものもございます。自由に使っていいと言われたからといって、無駄遣いあるいは目的外の使用になってはいけないと思います。 そこで、費用対効果の事後検証となるわけですが、先ほど岩本委員からもお尋ねがありました。ということで、ちょっと一番目の項目を飛ばしまして二番目の項目で伺いますけれども、この事後的に検 証することとなっているもの、先ほどの御答弁で、約七、八割ぐらいのところまで報告が出てきたけれども、まだ全部ではない、実例を紹介したり相談に乗っているけれども、まだ最後まで行っていないという御報告がありました。

私がここで伺いたいのは、今後のことであります。今後、こうした交付金をパンデミックなどのときに交付する際、交付する時点でこういうふうな検証方法、先ほど実例を紹介したりとありましたけれども、このフォームにこういうふうに書き込んでいけばもう自動的に検証できますよというような、そうした様式、方法というものを添付して交付するというようなことを検討してはどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

## ○政府参考人(黒田昌義君)

お答え申し上げます。

地方創生臨時交付金につきましては、委員御指摘がございましたとおり、各自治体が地域の実情に応じて必要な事業をきめ細かく行えるよう、必要な事業であれば自由度高く活用可能な制度としてきたところでございます。

実際に臨時交付金を活用して実施された事業の内容を見てみますと、これ、自治体の規模であるとか感染状況、また地域経済の影響等によりまして、極めて広範かつ多様なものとなっております。令和二年度の効果検証の事業だけでも約八万八千事業以上ございます。その効果検証に当たりましては、各事業を実施した自治体において適切にその内容、目的を地域住民に説明されるべきと考えております。

これまで私どもがやってきましたことといたしましては、自治体による事業の実施状況や効果の公表に向けた取組の参考となるように、効果や課題の見える化であるとか、事業単位の定量的実績の評価であるとか、第三者評価、こうしたのを実施している事例を紹介するとともに、国におきましても事業全体の効果検証をやっておりますので、そうした結果を公表して情報提供に努めているところでございます。

今後のことという御指摘がございましたので、そうした国の効果検証も二年度、また三年度分も今、 今年度やっておりますので、そうしたことも踏まえまして、実施の状況、効果的な効果の公表につきま して、自治体としっかり連携をしてまいりたいというふうに考えております。

#### ○高木真理君

是非しっかりやっていただきたいというふうに思います。

それで、次の項目も時間の関係で一つ割愛を、申し訳ありません、させていただきますが、要は、三月二十八日の執行の予備費で、このコロナ交付金のところに原油価格・物価高騰対策ということで一兆二千億積まれたりしています。これも、先ほどの指摘ではありませんけれども、いろんな名前を付けて違うものを違う方に持っていくみたいな、分からなくなりがちなものだと思うんですね。なので、コロナ対策ということでつくった交付金の中に、まあコロナ禍で傷んでいるというのはあったんでしょうけれども、分からなくならないように、違う目的で支援するときには違う目的の名前を付けた交付金にした方がいいというようなことを質問させていただきたいと思っていたものであります。こういったところも注意をしながら、是非今後のパンデミックにも生かしていただきたいというふうに、パンデミックになった際には、この交付金の執行に際してノウハウを蓄積してマニュアルに生かしていただきたいというふうに思います。

もう残りが三分になってしまって、あともう一項目、除去土壌の処理について伺う時間が大変なくなってしまったんでありますけれども、除去土壌の処理状況について伺います。

放射性セシウム濃度八千ベクレルが安全とされるわけですけれども、安全とされる百ベクレルになるまでに半減期、計算で何年掛かるんでしょうか。

# ○政府参考人(土居健太郎君)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の試算によりますと、現時点で八千ベクレル、一キログラム当たり八千ベクレルの除去土壌が百ベクレルまでに減衰するまでの期間は、単純に計算では約百九十年ということになっております。

### ○高木真理君

福島第一原子力発電所の事故で出たこの除染土ですね、除去土壌、これに関しては、八千ベクレルを境に、高濃度のものは最終処分扱い、そして八千ベクレルを下回るものに関しては再生利用を考えるということで、今お答えがありましたように、百九十年掛けて百ベクレルになるまで持っていく。その間、道の下あるいは畑の下など、全国に分けて三十年間、二〇四五年までに保管をするということなんですけれども、百九十年後について私たちが何か保証できるんだろうかということです。

百九十年前、ちょっと調べてみたんですけれども、天保の大飢饉があって、大塩平八郎の乱が起きた頃なんです。その頃の文書読んだり、ここ危険だったとか何か当時の人言っていたかもしれないですけど、みんな分からないですよね。そういうことがこの未来にわたってあるということになっているんです。

この安全性、担保されるんでしょうか。

#### ○国務大臣(西村明宏君)

環境省では、放射線防御、防護等の外部有識者から成ります中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会、ここでの議論を踏まえまして、除去土壌の再生利用につきまして、管理体制が明確で、記録の作成、保管等、適切な管理が可能な公共事業等において限定的に利用することを再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的な考え方としてお示しをさせていただいております。

環境省といたしましては、公共施設等の管理者と連携して適切な管理を行っていくこととしておりまして、今後、管理の、適切な管理の仕組みを含む制度的な検討、これを行ってまいりたいというふうに考えています。

#### ○高木真理君

時間が参りましたので終わりますけれども、この再生利用に向けては今実証実験なども県外で進められておりますけれども、是非住民の方々の納得がしっかり得られるような形で進めていただきたいと思います。

質問を終わります。